

特別区職員互助組合

概 要

特別区職員互助組合（以下「本互助組合」という。）は、特別区及び特別区の一部事務組合職員の相互共済及び福利増進を図ることを目的として、「特別区職員共済組合に関する条例」（昭和27年特別区人事事務組合条例第3号）に基づき、昭和27年7月1日に「特別区職員共済組合」として発足した。その後、昭和37年12月1日、地方公務員等共済組合法の成立により、新共済組合（現在の東京都職員共済組合）が設立されたことに伴い、名称を「特別区職員互助組合」に変更した。

昭和50年4月1日には、特別区制度改革により保健所等の事務移管と合わせて、従来の東京都配属職員制度が廃止されたことにより、所属組合員71,000人を有する組合となった。

また、平成7年4月1日には、退職者のための準組合員制度が発足した。

その後、平成12年4月1日に都区制度改革による事務移管に伴い、清掃従事職員の一部と特別区立幼稚園に勤務する教育職員が、平成14年4月1日に地方公務員法の改正に伴い再任用職員が、平成18年4月1日に都派遣職員の身分切替えに伴い清掃従事職員が新たに本互助組合に加入した。

この間、本互助組合は、社会状況や組合員ニーズの変化に適切に対応するため、適宜、事業の見直しを行い、組合員の福利厚生の実現に努めてきた。

一方、本互助組合を取り巻く社会状況が大きく変化する中で、平成17年11月の特別区長会総会で、「特別区職員の福利厚生事業に関する地方公務員法に基づく自治体の使用者責任は、各区が果たすこととし、本互助組合は、現行事業を抜本的に見直し、その特性に立脚した効果的・効率的な事業に限定して実施する。」とし、「本互助組合への公費負担の廃止」、「本互助組合が保有する財産の各区への返還」などを内容とする見直し方針が決定された。この方針に基づき労使交渉が行われ、平成18年7月に労使合意を得た。

本互助組合は、この労使合意を踏まえ、組合費を給料月額1,000分の2.2から1,000分の1.7に引き下げるとともに、各区が行う事業との役割分担を整理し、事業を抜本的に見直し、平成19年度以降、次の方針を基本に事業を実施している。

- 1 スケールメリットを最大限に生かした事業運営
- 2 組合員のライフプランと自己啓発への支援
- 3 簡素で公平、効率的な事業運営

また、互助組合を取り巻く財政状況が厳しくなる中、平成26年度に「図書カードの減額」「職員手帳の廃止」を決定した。準組合員向けサービスについても、平成27年7月から平成29年2月にかけて理事会での検討を重ねた結果、平成28年度第2回評議員会において、平成31年4月1日から一部の事業について準組合員が利用できる期間を10年間に限定することが決定された。

組合員数

(単位：人)

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
組 合 員 数	66,511	67,338	67,000	67,786	67,682
指 数	(100)	(101.2)	(100.7)	(101.9)	(101.8)

注 組合員数は各年度4月1日時点

機 構

1 概 説

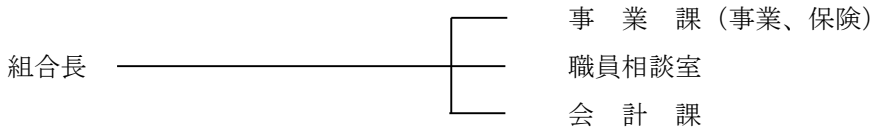
本互助組合は、特別区人事・厚生事務組合管理者（以下「特人厚管理者」という。）の統理のもとに、議決機関として評議員会を、執行機関として理事会を、監査機関として監事を設け、事務事業の運営に当たっている。

また、個人情報の処理状況について監査する個人情報監査役を設けている。

2 組 織

評議員会 （議決機関）

理事会 （執行機関）



監 事 （監査機関）

（4名のうち2名は個人情報監査役を兼任）

各区等の事業所長 —— 所管責任者 —— 事務取扱者・給与取扱者

3 評議員会

評議員会は、50人の評議員をもって構成される。評議員の半数は特別区にあつては各区長、東京二十三区清掃一部事務組合にあつては管理者、その他の団体にあつては特人厚管理者が組合員の中から推せんする者（選定評議員）を、他の半数は各職員団体が組合員の中から推せんする者（互選評議員）を特人厚管理者が選任する。評議員会は、予算の決定、決算の認定、規則の制定・改廃、福利事業の新設・廃止及び重要な改正、基金の設置及び処分等の議決を行う。

4 理事会

理事会は、12人の理事をもって構成される。理事の半数は選定評議員が互選した者を、他の半数は互選評議員が互選した者を特人厚管理者が選任する。理事会は、本互助組合の業務を掌理するとともに、評議員会の付議事項、資産の管理運用、規程の制定・改廃等の議決を行う。

5 組合長

組合長は、理事の中から特人厚管理者が任命し、本互助組合の常務を統轄し本互助組合を代表する。

6 監 事

監事の定数は4人で、理事の例により特人厚管理者が選任する。監事は、本互助組合の経営に係る事業の管理及び本互助組合の出納その他の事務の執行を監査する。

7 個人情報監査役

個人情報監査役の定数は2人で、選定評議員及び互選評議員がそれぞれ互選した者を組合長が

選任する。個人情報監査役は、特別区職員互助組合個人情報保護規程に定める個人情報の処理状況を監査する。

8 各区等と事業所

本互助組合の組合員に関する事務は、各区役所等や各区教育委員会を事業所として定め、各事業所において処理することとしている。

9 職員構成（令和4年4月1日現在）

区分	組合長	事業課	職員相談室	会計課	合計
部長及び参事	(1)				(1)
統括課長及び課長		1	[1]	(1)	1 [1] (1)
課長補佐及び係長		2	1	(2)	3 (2)
主任及び係員		11	2	(4)	13 (4)
計	(1)	14	3 [1]	(7)	17 [1] (8)

[]は兼務、()は併任職員

財 政

1 概 説

本互助組合の事業運営に要する経費は、組合員の負担する組合費等でまかなわれている。組合費は、組合員が給料の1,000分の1.7を負担するものである。

本互助組合の会計は、一般会計及び保険等事業特別会計の2会計で構成されている。一般会計は、組合費、事業運営基金繰入金等を財源として、施設関係費、ライフプラン事業費、職員相談事業費などの福利事業費や広報普及費等の経費を計上している。保険等事業特別会計は、保険手数料収入を主な財源として、保険事務費や一般管理費等の経費を計上している。

2 令和4年度予算

(1) 一般会計

(単位：千円)

区 分	4年度予算額	3年度予算額	増(△)減額	増(△)減率(%)	
収 入	基本財産運用収入	3,451	4,370	△919	△21.0
	組合費収入	403,054	403,338	△284	△0.07
	雑収入	60,402	65,894	△5,492	△8.3
	返還金収入	10,000	10,000	0	0
	他会計からの繰入金収入	0	26,503	△26,503	皆減
	基本財産取崩収入	263,143	84,904	178,239	309.9
	繰越金	39,511	46,855	△7,344	△15.7
計	779,561	641,864	137,697	21.5	
支 出	事業費支出	459,870	469,551	△9,681	△2.06
	管理費支出	185,298	155,941	29,357	18.8
	基本財産取得支出	13,303	14,372	△1,069	△7.4
	他会計への繰出金支出	119,090	0	119,090	皆増
	予備費支出	2,000	2,000	0	0
	計	779,561	641,864	137,697	21.5

(2) 保険等事業特別会計

(単位：千円)

区 分		4年度予算額	3年度予算額	増(△)減額	増(△)減率(%)
収 入	事業費収入	297,348	305,164	△7,816	△2.6
	雑収入	17	102	△85	△83.3
	他会計からの繰入金収入	119,090	0	119,090	皆増
	繰越金	0	0	0	0
	計	416,455	305,266	111,189	36.4
支 出	事業費支出	252,924	114,511	138,413	120.9
	管理費支出	161,531	158,879	2,652	1.7
	他会計への繰出金支出	0	29,876	△29,876	皆減
	予備費支出	2,000	2,000	0	0
	計	416,445	305,266	111,189	36.4